

市区町村別集計項目(推進体制等)

熊本県	
市区町村数	45

都道府県 市区町村 コード	市区町村 名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2022年4月1日現在で有効なもの)						
							条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	有		有		女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
										現在	無	現在	無			
					36	41	20			41						
43100	熊本市	男女共同参画課	1	1	1	1	熊本市男女共同参画推進条例	2008年12月24日	2009年4月1日	(第2次熊本市男女共同参画基本計画)	2019年4月1日	2027年3月31日	1	0		
43202	八代市	人権政策課	1	1	1	1	八代市男女共同参画推進条例	2005年8月1日	2005年8月1日	第2次八代市男女共同参画計画	2019年4月1日	2024年3月31日	1	1		
43203	人吉市	地域コミュニティ課 男女共同参画推進室	1	1	1	1	人吉市男女共同参画推進条例	2010年6月25日	2010年6月26日	人吉市男女共同参画推進計画(第3次基本計画)	2018年3月	2023年3月	1	1		
43204	荒尾市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例	2003年12月22日	2004年4月1日	第4次荒尾市男女共同参画計画	2022年4月1日	2027年3月31日	1	1		
43205	水俣市	地域振興課地域振興係	1	2	1	0	水俣市男女共同参画まちづくり条例	2005年9月22日	2005年11月1日	第4次水俣市男女共同参画計画	2020年4月1日	2027年3月31日	1	1		
43206	五木市	人権啓発課	1	2	1	1	五木市男女共同参画推進条例	2005年12月27日	2005年12月27日	第3次五木市男女共同参画計画	2018年4月1日	2023年3月31日	1	1		
43208	山鹿市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	山鹿市男女共同参画推進条例	2006年9月25日	2006年10月1日	第3次山鹿市男女共同参画計画	2022年4月1日	2027年3月31日	1	1		
43210	菊池市	人権啓発・男女共同参画推進課	1	1	1	1	菊池市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日	(第4次)菊池市男女共同参画計画	2022年4月	2027年3月	1	1		
43211	宇土市	まちづくり推進課	1	2	1	1	宇土市男女共同参画推進条例	2004年3月17日	2004年7月1日	第3次宇土市男女共同参画推進計画	2019年4月	2027年3月	1	1		
43212	上天草市	市民課	1	2	1	1	上天草市男女共同参画社会推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日	(第3次)上天草市男女共同参画推進計画	2018年4月1日	2023年3月31日	1	0		
43213	宇城市	人権啓発課	1	2	1	1	宇城市男女共同参画推進条例	2007年9月27日	2007年10月1日	第4次宇城市男女共同参画計画	2022年4月1日	2027年3月31日	1	1		
43214	阿蘇市	人権啓発課(男女共同参画)・福祉課(女性問題担当窓口)	1	2	1	1	阿蘇市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日	第3次阿蘇市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	2025年3月31日	1	1		
43215	天草市	男女共同参画課	1	1	1	1	天草市男女が共に生きる社会づくり条例	2006年12月26日	2007年1月1日	第3次天草市男女共同参画計画	2017年4月1日	2023年3月31日	1	1		
43216	合志市	総務課(総務・男女共同参画班)・女性・子ども支援課	1	2	1	1	合志市男女共同参画まちづくり条例	2007年9月25日	2007年11月1日	第4次合志市男女共同参画推進行動計画	2022年4月1日	2027年3月31日	1	1		
43348	美里町	総務課	1	2	1	1							2	0		
43364	玉東町	総務課	1	2	0	1				(第2次 玉東町男女共同参画計画)	2019年4月1日	2024年3月31日	1	0		
43367	南関町	総務課	1	2	1	1				第3次南関町男女共同参画計画	2021年4月	2026年3月	0	1		
43369	長洲町	総務課	1	2	1	1				第4次長洲町男女共同参画計画	2021年4月1日	2026年3月31日	1	1		
43369	和木町	総務課	1	2	0	1				第2次和木町男女共同参画計画	2022年4月1日	2027年3月31日	1	1		
43403	大津町	総務課 人権推進課	1	1	1	1	大津町男女共同参画推進条例	2015年3月20日	2015年4月1日	大津町男女共同参画推進プラン	2022年4月1日	2027年3月31日	1	1		
43404	菊陽町	三里水町長センター	1	2	1	1	菊陽町男女共同参画推進条例	2016年3月22日	2016年4月1日	(第2期)菊陽町男女共同参画計画	2020年4月	2025年3月	1	0		
43423	南小国町	福祉課	1	2	0	1	南小国町男女共同参画推進条例	2013年12月18日	2013年12月18日	南小国町男女共同参画計画	2019年4月1日	2024年3月31日	0	1		
43424	小国町	町民課	1	2	1	1	小国町男女共同参画社会推進条例	2014年12月5日	2015年1月1日	(第2次)小国町男女共同参画社会づくり計画	2018年4月1日	2023年3月31日	1	0		
43425	産山村	住民課	1	2	1	1							2	0		
43428	高森町	住民福祉課	1	2	1	1	高森町男女共同参画推進条例	2010年6月15日	2010年7月1日	高森町男女共同参画第二次基本計画	2019年4月1日	2024年3月31日	1	1		
43432	西原村	教育委員会	2	2	1	0				第2期西原村男女共同参画計画	2022年4月1日	2027年3月31日	1	1		
43433	南阿蘇村	総務課人権政策係	1	2	1	1							0	1		
43441	御船町	福祉課	1	2	1	1				第2期御船町男女共同参画基本計画	2019年4月1日	2024年3月31日	1	1		
43442	嘉島町	企画情報課	1	2	1	1				第3次嘉島町男女共同参画計画	2021年4月1日	2026年3月31日	1	1		
43443	益城町	総務課	1	1	1	1				第3次益城町男女共同参画計画	2019年4月1日	2024年3月31日	1	1		
43444	甲佐町	総務課	1	2	1	1				(第3次)甲佐町男女共同参画計画	2021年4月1日	2026年3月31日	1	0		
43447	山都町	福祉課	1	2	0	1				山都町男女共同参画計画	2021年4月1日	2025年3月31日	0	1		
43468	氷川町	総務課	1	2	1	1				氷川町男女共同参画計画	2021年4月1日	2026年3月31日	1	1		
43482	芦北町	総務課	1	2	0	1				第3次芦北町男女共同参画計画	2019年4月1日	2024年3月31日	1	1		
43484	津奈木町	総務課	1	2	1	1				第3次津奈木町男女共同参画プラン	2020年4月1日	2025年3月31日	0	1		
43501	錦町	総務課	1	2	1	1				第2次錦町男女共同参画計画	2019年4月1日	2024年3月31日	1	1		
43505	多良木町	生涯学習課	2	2	1	0				第3次多良木町男女共同参画計画	2022年4月1日	2026年3月31日	0	1		
43506	湯前町	保健福祉課	1	2	0	1				湯前町男女共同参画計画	2018年4月1日	2023年3月31日	1	1		
43507	水上村	保健福祉課	1	2	0	0				(水上村男女共同参画社会づくり計画～誰もがのびのび輝ける社会づくり～)	2022年4月1日	2027年3月31日	0	0		
43510	相良村	総務課	1	2	0	1				相良村男女共同参画計画(第2次)	2022年3月	2026年3月	1	1		
43511	五木村	総務課	1	2	0	0				五木村男女共同参画社会づくり計画	2022年4月1日	2027年3月31日	1	1		
43512	山江村	健康福祉課	1	2	1	1	山江村男女共同参画推進条例	2011年3月18日	2011年4月1日	山江村第3期男女共同参画基本計画	2021年4月1日	2026年3月31日	0	1		
43513	球磨村	総務課	1	2	1	1							2	1		
43514	あさぎり町	企画政策課	1	2	1	1				第3次あさぎり町男女共同参画推進基本計画	2022年4月1日	2027年3月31日	1	1		
43531	苓北町	総務課	1	2	1	1				第3期苓北町男女共同参画計画	2022年4月1日	2026年3月31日	0	1		

<選択放回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専任課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2023年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2022年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2022年4月1日現在で開設済の施設)					施設 形態		管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単 独	複 合	施設管理			事業運営		
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者
2							0	2	1	1	0	1	1	0		
43	100	熊本市	熊本市男女共同参画センターは あもにい	はあもにい	860-0862	熊本県熊本市中央区黒髪3丁目3番10号	096-345-2550	096-345-0373	http://harmony- mimoza.org/		○		○			○
43	202	八代市														
43	203	人吉市														
43	204	荒尾市														
43	205	水俣市														
43	206	玉名市														
43	208	山鹿市														
43	210	菊池市														
43	211	宇土市														
43	212	上天草市														
43	213	宇城市														
43	214	阿蘇市														
43	215	天草市	天草市男女共同参画センター	ここらす	863-0034	天草市浄南町4番15号	0969-23-8200		<a href="http://hp.amakusa-
web.jp/a0792/MyHp/Pub/">http://hp.amakusa- web.jp/a0792/MyHp/Pub/		○	○			○	
43	216	合志市														
43	348	美里町														
43	364	玉東町														
43	367	南関町														
43	368	長洲町														
43	369	和水町														
43	403	大津町														
43	404	菊陽町														
43	423	南小国町														
43	424	小国町														
43	425	産山村														
43	428	高森町														
43	432	西原村														
43	433	南阿蘇村														
43	441	御船町														
43	442	嘉島町														
43	443	益城町														
43	444	甲佐町														
43	447	山都町														
43	468	氷川町														
43	482	芦北町														
43	484	津奈木町														
43	501	錦町														
43	505	多良木町														
43	506	湯前町														
43	507	水上村														
43	510	相良村														
43	511	五木村														
43	512	山江村														
43	513	球磨村														
43	514	あさぎり町														
43	531	苓北町														

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

熊本県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2022年4月1日現在で開設済の施設)																
			名称	設立年月日	職員数(人)		予算額(千円)	主 な 事 業								その他			
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流		調査研究		
			2							2	2	1	2	0	2	2	0	1	
43	100	熊本市	熊本市男女共同参画センターはあもにい	1990年4月7日	27	15	200,028	○	○		○		○	○			○		
43	202	八代市			0	0	0												
43	203	人吉市			0	0	0												
43	204	荒尾市			0	0	0												
43	205	水俣市			0	0	0												
43	206	玉名市			0	0	0												
43	208	山鹿市			0	0	0												
43	210	菊池市			0	0	0												
43	211	宇土市			0	0	0												
43	212	上天草市			0	0	0												
43	213	宇城市			0	0	0												
43	214	阿蘇市			0	0	0												
43	215	天草市	天草市男女共同参画センター	2011年10月1日	3	1	3,473	○	○	○	○		○	○					
43	216	合志市			0	0	0												
43	348	美里町			0	0	0												
43	364	玉東町			0	0	0												
43	367	南関町			0	0	0												
43	368	長洲町			0	0	0												
43	369	和水町			0	0	0												
43	403	大津町			0	0	0												
43	404	菊陽町			0	0	0												
43	423	南小国町			0	0	0												
43	424	小国町			0	0	0												
43	425	産山村			0	0	0												
43	428	高森町			0	0	0												
43	432	西原村			0	0	0												
43	433	南阿蘇村			0	0	0												
43	441	御船町			0	0	0												
43	442	嘉島町			0	0	0												
43	443	益城町			0	0	0												
43	444	甲佐町			0	0	0												
43	447	山都町			0	0	0												
43	468	氷川町			0	0	0												

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2022年4月1日現在で開設済の施設）															
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業										
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・ 提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他	
43	482	芦北町			0	0	0											
43	484	津奈木町			0	0	0											
43	501	錦町			0	0	0											
43	505	多良木町			0	0	0											
43	506	湯前町			0	0	0											
43	507	水上村			0	0	0											
43	510	相良村			0	0	0											
43	511	五木村			0	0	0											
43	512	山江村			0	0	0											
43	513	球磨村			0	0	0											
43	514	あさぎり町			0	0	0											
43	531	苓北町			0	0	0											

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言		首長、自治会長等の状況														
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女 性 市 区 長 数	副 市 区 長 数	うち 女 性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女 性 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女 性 自 治 会 長 数	女 性 比 率 (%)	
			11		14	0	0.0	15	0	0.0	31	0	0.0	20	1	5.0	4,654	155	3.3
43100	熊本市				1	0	0.0	2	0	0.0							915	60	6.6
43202	八代市	2009年6月19日	八代市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							327	7	2.1
43203	人吉市			1	0	0.0	1	0	0.0								90	2	2.2
43204	荒尾市	2005年1月29日	荒尾市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							117	10	8.5
43205	水俣市	2005年11月20日	水俣市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							26	0	0.0
43206	玉名市			1	0	0.0	1	0	0.0								258	7	2.7
43208	山鹿市			1	0	0.0	1	0	0.0								258	3	1.2
43210	菊池市	2010年11月20日	菊池市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							211	2	0.9
43211	宇土市			1	0	0.0	1	0	0.0								157	9	5.7
43212	上天草市	2009年1月24日	上天草市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							176	6	3.4
43213	宇城市	2007年11月21日	宇城市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							176	2	1.1
43214	阿蘇市			1	0	0.0	1	0	0.0								117	2	1.7
43215	天草市	2007年2月17日	天草市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							362	7	1.9
43216	合志市	2008年1月26日	合志市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							86	11	12.8
43348	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	0	0.0
43364	玉東町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
43367	南関町										1	0	0.0	1	0	0.0	71	1	1.4
43368	長洲町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	3	8.1
43369	和水町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
43403	大津町	2011年2月6日	大津町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	1	100.0	66	2	3.0
43404	菊陽町	2012年1月28日	菊陽町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	63	5	7.9
43423	南小国町										1	0	0.0	0	0		31	2	6.5
43424	小国町										1	0	0.0	0	0		33	0	0.0
43425	産山村										1	0	0.0	0	0		5	0	0.0
43428	高森町										1	0	0.0	0	0		33	0	0.0
43432	西原村										1	0	0.0	1	0	0.0	48	1	2.1
43433	南阿蘇村										1	0	0.0	1	0	0.0	37	0	0.0
43441	御船町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	1	1.3
43442	嘉島町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
43443	益城町	2009年9月15日	益城町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5
43444	甲佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	0	0.0
43447	山都町										1	0	0.0	1	0	0.0	133	0	0.0
43468	水川町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
43482	芦北町										1	0	0.0	1	0	0.0	84	3	3.6
43484	津奈木町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
43501	錦町										1	0	0.0	0	0		26	0	0.0
43505	多良木町										1	0	0.0	1	0	0.0	47	1	2.1
43506	湯前町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
43507	水上村										1	0	0.0	0	0		18	0	0.0
43510	相良村										1	0	0.0	0	0		18	2	11.1
43511	五木村										1	0	0.0	0	0		25	3	12.0
43512	山江村										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
43513	球磨村										1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0
43514	あさぎり町										1	0	0.0	0	0		53	2	3.8
43531	苓北町										1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

熊本県

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数		女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)
								18	15	723	224	31.0	2	2	22	3	13.6								
	熊本市							1	1	5	2	40.0	0	0	0	0									
	八代市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	人吉市							1	1	24	8	33.3	0	0	0	0									
	荒尾市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	水俣市							2	2	49	14	28.6	0	0	0	0									
	玉名市							3	2	125	37	29.6	0	0	0	0									
	山鹿市							1	1	12	5	41.7	0	0	0	0									
	菊池市							2	2	140	34	24.3	0	0	0	0									
	宇土市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	上天草市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	宇城市							2	2	80	27	33.8	0	0	0	0									
	阿蘇市							2	2	68	25	36.8	0	0	0	0									
	天草市							1	1	131	47	35.9	0	0	0	0									
	合志市							0	0	0	0		0	0	0	0									
	美里町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	玉東町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南関町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	長洲町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	和水町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	大津町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	菊陽町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南小国町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	小国町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	産山村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	高森町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	西原村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	南阿蘇村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	御船町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	嘉島町							3	1	89	25	28.1	0	0	0	0									
	益城町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	甲佐町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	山都町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	氷川町							0	0	0	0		1	1	4	1	25.0								
	芦北町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	津奈木町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	錦町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	多良木町							0	0	0	0		1	1	18	2	11.1								
	湯前町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	水上村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	相良村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	五木村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	山江村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	球磨村							0	0	0	0		0	0	0	0									
	あさぎり町							0	0	0	0		0	0	0	0									
	苓北町							0	0	0	0		0	0	0	0									

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

熊本県

調査時点コード	1	2022年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	管理職の在職状況																					職務上の地位別職員在職状況																					調査時点コード	その他	本庁の防災・危機管理部署への配置状況					調査時点コード	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち管理職																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性管理職数	女性比率(%)	うち女性比率(%)	管理職総数	うち女性数	女性比率(%)	うち女性管理職数	女性比率(%)	うち女性比率(%)	部長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性比率(%)	防犯部・危機管理係	うち女性数	女性比率(%)			うち女性比率(%)	防犯部・危機管理係	うち女性数	女性比率(%)	うち女性比率(%)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42			43	44	45	46	47			48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386

熊本県

都 道 府 市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7									
		議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、産休取得が可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない									
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同様。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
	26		1の合計	42	0	32		1			33	32	32	32	31	28	
	4		2の合計	1	23	10		41			5	5	6	6	9	5	
	1		3の合計	1	14			0			1	2	2	2	2	3	
	14		4の合計	1	5						6	6	5	5	3	9	
43	熊本市	1	熊本市議員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令等の規定に反するおそれのない専ら職員間で使用している文書、経歴文書等で職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	熊本市議会	1	2	1		熊本市議会議規程 第1条 3 議員は、出席のため招集に出席できないときは会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。	2							
43	八代市	1	八代市議員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、市長の承認を受けて、法令、条例等の規定に抵触するおそれなく、職務遂行上支障がないと認められる文書等に限り、旧姓を使用することができる。	八代市議会	1	2	1		八代市議会議規程 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第9条第2項 委員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2						4	
43	人吉市	1	人吉市議員旧姓使用取扱要項 第1条 この要項は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改称前の氏(以下「旧姓」という。)を職務において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	熊本県人吉市議会	1	2	1		人吉市議会議規程 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						3	
43	荒尾市	1	荒尾市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認)第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	荒尾市議会	1	2	1		荒尾市議会議規程 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない自由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。2 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1
43	水俣市	1	水俣市議員旧姓等使用取扱要綱 第3条 職員は、法令に違反しない範囲内及び総務企画部長が職務遂行又は事務処理上誤解や混乱を生じるおそれのない文書や名札等において、旧姓等を使用を行うことができる。	水俣市議会	1	2	1		水俣市議会議規程 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2							1

都	市	区	町	村	議会名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
						問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7								
						議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問7で1.を選択した場合、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	1. 産前産後期間より短い規定はない。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他								
43	##	玉名市	1		玉名市議会	玉名市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認申請) 第3条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)によりあらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。 2. 前項の旧姓使用承認申請書は、原則として、玉名市職員服務規程(平成17年訓令第20号)第26条に規定する身上異動の届出に添えて、所属長を経て任命権者に提出するものとする。 (承認) 第4条 市長以外の任命権者が旧姓の使用を承認しようとするときは、あらかじめ市長に協議するものとする。 2. 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経て当該使用の申請を行った議員に通知するものとする。この場合において、旧姓使用届出書(様式第3号)に記載の内容を記載するものとする。	1	2	1	玉名市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		玉名市議会議員の議員報酬等の減額、支給停止及び不支給に関する条例 第3条から第5条第3条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬条例第2条の規定により支給されるべき議員報酬の額から、当該月に市議会の会費を欠席した日から市議会の会費に出席した日の前日までの期間(以下「長期欠席の期間」という。)に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2. 前項の規定により議員報酬の額を減額する期間は、長期欠席が生じた日の所属する月の翌月(その日の前日であるときは、その日の属する月)から長期欠席の期間の末日(以下「長期欠席終了日」という。)までとする。 3. 前項の規定により議員報酬の額を減額して支給する場合において、長期欠席終了日以前の日(以下「長期欠席期間の日」という。)の議員報酬の額は、減額される(以下「長期欠席期間の日」という。)の現日数を基礎として日割りに算出する。 4. 第1項及び第2項の規定により議員報酬の額を減額して支給する場合において、減額月の前日から末日までの間に異なる減額割合が存在するときは、議員報酬の額は、当該減額月の現日数を基礎として日割りに算出する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日又は12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)以前6月以内の期間において減額月があるときの期末手当の額は、議員報酬条例第7条の規定により支給されるべき期末手当の額(以下「長期欠席の期間」に)に応じて、前条第1項に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2. 基準日以前6月以内の期間に異なる減額割合が存在する場合の期末手当の額は、高い方の減額割合を適用して算出する。 (産前産後) 第5条 前2条の規定にかかわらず、欠席をした日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該欠席をした日を長期欠席の期間に含めないものとする。 (1) 公務上の災害により欠席をした日 (2) 議員が出産により欠席をした日(労働基準法第22条第49号)第65条第1項又は第2項ただし書を除く。に規定する期間に限る。 (3) 前2年に掲げるもののほか、議長がやむを得ないと認める事由により欠席をした日	1	1	1	1	1	1	1
43	##	山鹿市	1		山鹿市議会	山鹿市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する地方公務員(以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の届出) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、あらかじめ旧姓使用届(様式第1号)を所属長を経て任命権者に届け出なければならない。	1	2	1	山鹿市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
43	##	菊池市	1		菊池市議会	菊池市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	1	3	1	菊池市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他やむを得ない事由により欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
43	##	宇土市	1		宇土市議会	宇土市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	1	3	1	宇土市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
43	##	上天草市	2		上天草市議会		1	2	1	上天草市議会会議規則 【会議規則第2条第2項】議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
43	##	宇城市	1		宇城市議会	宇城市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	1	3	1	宇城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない								
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7									
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。										
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	議員の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他							
				阿蘇市議員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認しようとするときは、あらかじめ市長と協議するものとする。 第2条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該議員に通知するものとする。 第3条 任命権者は、前項の承認通知に併せて、旧姓使用届書台帳(様式第3号)に承認の内容を記載するものとする。	阿蘇市議会	1	2	1	阿蘇市議会議員規程 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
				天草市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、議員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	天草市議会	1	2	1	天草市議会議員規程 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 第3条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
				合志市議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、議員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	合志市議会	1	3	2		2			1	1	1	1	1	1	
				玉東町議員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、議員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	玉東町議会	4					2			4	4	4	4	4	4
					南関町議会	1	2	1	南関町議会議員規程 第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
					長洲町議会	1	2	1	長洲町議会議員規程 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の閉議時刻までに議長に届けなければならない。 第3条 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
					和水町議会	1	2	1	和水町議会議員規程(第2条第2項) 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合においては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2	

都 市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																			
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7													
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)がある。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、産出に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合は、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。													
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例もない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他										
43	##	大津町	1	大津町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、大津町職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。	大津町議会	1	3	1	大津町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
43	##	菊陽町	1	菊陽町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものである。	菊陽町議会	1	2	1	菊陽町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	
43	##	南小国町	1	南小国町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏を職場において使用することについて定めるものとする。	南小国町議会	1	2	1	南小国町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前までに議長に届けなければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1	1
43	##	小国町	1	小国町職員旧姓使用取扱要綱 第1条第1項第1号 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものであるとする。	小国町議会	3										3	3	3	3	3	3	3
43	##	産山村	4		産山村議会	1	4	1	産山村議会会議規則 (欠席の届出) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	
43	##	高森町	1	高森町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	高森町議会	1	4	2							4	4	4	4	4	2	2	
43	##	西原村	4		西原村議会	1	3	1	西原村議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前までに議長に届け出なければならない。2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	1
43	##	南阿蘇村	1	南阿蘇村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、経典文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。 ※第2条第1項	南阿蘇村議会	1	3	2							4	4	4	4	4	4	4	
43	##	御船町	4		御船町議会	1	3	1	御船町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問3 問1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問4 問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない												
コ ド ン グ	コ ド ン グ	コ ド ン グ		議 会 名						配 偶 者 の 出 産	育 児	家 族 の 看 護	家 族 の 介 護	疾 病	其 他							
43	##	高島町	3		高島町議会	1	2	1	高島町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							1	1	1	1	1	4	
43	##	益城町	1	益城町旧姓使用取扱要綱第1条 (職制) 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が帰郷、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、益城町職員定数条例第2条に規定する職員に適用する。	益城町議会	1	2	1	益城町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							4	4	4	4	2	4	
43	##	甲佐町	4		甲佐町議会	1	3	1	甲佐町議会議員規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							1	1	1	1	1	1	1
43	##	山都町	4		山都町議会	1	2	1	山都町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							1	1	1	1	1	1	
43	##	水川町	1	水川町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、水川町職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が帰郷、養子縁組その他の事由(以下「帰郷等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	水川町議会	1	2	1	水川町議会議員規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							1	1	1	1	1	4	
43	##	戸北町	4		戸北町議会	1	2	1	戸北町議会議員規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の期前時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。							1	1	1	1	2	1	
43	##	津奈木町	2		津奈木町議会	1	3	2							2	2	2	2	2	2		

都 市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
		問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7							
		議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他異体例								
43 ## 鍋町	4		1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
43 ## 多良木町	1	多良木町議員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第3条 議員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの。 (2) 職務遂行上又は事務処理上混乱を招くおそれのないもの。	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
43 ## 瀬前町	1	瀬前町議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関して必要な事項を定めることとする。 第2条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項が定める一般職に属する町職員に適用する。 第3条 議員が旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経て当該職員に通知するものとする。 第5条 旧姓を使用している職員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 第6条 旧姓を使用することができない文書等は、法令等に基づき提出するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第1に掲げるものとする。 (1) 職員の身分又は権利・義務に係るもので、特別な法律関係を生じさせるおそれがあるもの。 (2) 公権力の行使に係るもの。 第7条 ほかの任命権者から旧姓使用の承認を受けていた職員で、異動した後も引き続き旧姓を使用しようとする者は、承認を受けていたことを証する書類を任命権者に提出することにより、当該任命権者において旧姓使用を承認したものとみなし、第3条及び第4条の手続きを省略することができる。 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、周囲に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。	1	2	1		2			1	1	1	1	1	1
43 ## 水上村	4		1	3	2		2			1	1	1	1	1	1
43 ## 畑倉村	4		1	3	2		2			2	2	2	2	2	2
43 ## 五木村	2		1	3	2		2			2	2	2	2	2	2
43 ## 山江村	4		1	4	2		2			4	4	4	4	4	4
43 ## 鎌倉村	4		1	4	2		2			2	2	2	2	2	2
43 ## あさぎ町	1	あさぎ町立学校職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、議員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	2							4	4	2	2	2	4
43 ## 帯北町	1	帯北町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 第2条 この要綱は、帯北町に勤務する一般職に属する職員(再任用職員を含む。)に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。	1	3	1		2			1	1	1	1	1	1

調査表4-5
市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

熊 県

調査時点 議会関係は2022年7月1日(その他2022年4月1日)

都 市 市	道 区	所 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当職員又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。		
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	防1 倫止ハ、 相に2 談関ハ、 向防3 け止ハ、 4 その他 その他内容	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後、取り組む予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
			0	0	5	1	0	0	0	0	0	3	1	5
			0	3	20	0	0	0	0	0	0	18	2	33
			0	2	20	0	0	3	0	0	3	24	3	7
			45	40		0	0	0	1				39	
43	#	熊本市	4	4	1		3			3	3	2	1	熊本市地域防災計画 1 平常時における男女共同参画の視点に基づく防災対策 男女共同参画センターはあむいには、地域団体等を対象とした防災出前講座を開催し、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るほか、主に女性や子ども、性的少数者等に配慮した環境整備に努め、必要と考えられる避難用物資を会館内に備蓄しておくよう努める。また、市が行う女性防災リーダーの育成に協力する。市は、寄附金への記事掲載や防災出前講座、センター等の開催を通じて、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。 2 関係機関との連携 平常時より、男女共同参画センターはあむいを中心に、市内で活動する子育て支援団体や女性団体、全体的男女共同参画センター等との連携体制を整え、正確な情報の発信や有用な情報の共有、大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握を行うよう努める。また、市は大規模災害時においても被害者への相談対応ができるよう、警察をはじめとした各関係機関との災害支援団体との連携を強化するよう努める。 さらに、男女共同参画の視点のみならず、大規模災害発生時(特に避難所運営)において様々な生活上の困難を抱える市民等に対する正しい理解と認識のもとに多様性を尊重した対応がなされるよう、関係機関と連携し防災活動を積極的に推進する。
43	#	八代市	4	4	2					2		4	2	
43	#	人吉市	4	4	2					2		4	2	
43	#	豊後市	4	4	2					2		4	2	
43	#	高橋市	4	4	3					3		4	2	
43	#	玉名市	4	4	1	1				3		4	2	玉名市政治倫理条例 第3条 議員及び市長等は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。ただし、第7号の規定については、市長を除く。 (1) 市が設立した公社及び市営資本、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。次条第1項において同じ。が行う許可、認可又は請負(下請負を含む。)その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り扱いをしないこと。 (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的な対抗を受けるおそれのある寄付等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。 (3) その地位若しくは親書を利用し、又はその地位に相当する影響力を行使して、公金その他のいかなる財産上の利益を求め、又は収受しないこと。 (4) 市長全体の代表者として、その品位と名誉を著すような一切の行為を慎み、その職務に關し不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (5) 市議員の公正な職務執行を妨げないこと。 (6) 市議員の権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。 (7) 市議員の採用及び市議員の昇格その他人事異動に関し、推薦又は紹介をしないこと。
43	#	山形市	4	4	2					2		4	2	
43	#	新油井	4	2	1		3			3		4	2	宇土市議会議員の通称名等の使用に関する要綱 第2条 議員は、次に掲げる事項を除き、通称名又は略称等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。
43	#	宇土市	4	3	2					2		1	2	
43	#	人吉東市	4	4	2					2		4	2	
43	#	宇土市	4	4	2					3		4	2	
43	#	新油井	4	4	3					3		4	2	

都 道 市	区	市	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当局長又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
			問8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問10 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問11 問10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12 問11で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問13 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止に関するもの以外」を行っているか。	問14 男女共同参画に関する研修「ハラスメント防止に関するもの以外」を行っているか。	問15 議会において、連絡又は旧紙の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の本文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
			1. 人員及び場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定はない。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. なし。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. その他	相に2 談 問 にハ ある を定 する メン が定 ト	相に2 談 問 にハ ある を定 する メン が定 ト	向防3 け止 にハ 修 をす 行 員ト	4. そ 他	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。 4. その他	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
43	##	天草市	4	4	2							2	4		2	令和4年度合志市地域防災計画書	
43	##	合志市	4	4	3							1	4		1	令和4年度合志市地域防災計画書 10. 避難所における男女共同参画の推進 市は、男女共同参画の観点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組み、また、平常時及び災害における総務課(総務・男女共同参画担当)が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。	
43	##	美里町	4	4	3							3	4		2		
43	##	玉置町	4	4	2							2	4		2		
43	##	南陽町	4	4	2							2	3		2		
43	##	長洲町	4	4	3							3	4		1	長洲町地域防災計画 第14節 6. 避難所における男女共同参画の推進 男女共同参画の観点から、男女共同参画担当が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。また、平常時及び災害時における男女共同参画担当が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。	
43	##	和歌町	4	2	3							3	4		2		
43	##	大津町	4	4	2							2	4		1	令和4年度 大津町地域防災計画 (7) 避難所における男女共同参画の推進 町は、男女共同参画の観点から、地方防災委員の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組み、また、男女共同参画担当が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。	
43	##	菊陽町	4	4	1							2	4		2	自治体議員のコンプライアンス(ハラスメントを含む)に関する冊子を全議員に配布し全員協議会で説明	
43	##	豊小国町	4	2	2							2	4		2		
43	##	小国町	4	4	3							1	4		3		
43	##	尾山社	4	4	2							2	4		2		
43	##	高森町	4	4	3							3	4		2		
43	##	南庄	4	4	1							1	4		2		
43	##	南陽鎮村	4	4	1							1	4		2		
43	##	柳井町	4	4	2						3	2	4		2		
43	##	藤島町	4	4	2							3	4		2		
43	##	豊城町	4	4	3							3	4		2		
43	##	甲佐町	4	4	2							2	4		3		
43	##	山崎町	4	4	2							2	4		3		
43	##	水川町	4	4	3							3	4		2		
43	##	豊志町	4	4	3							3	4		2		
43	##	深安町	4	4	2							2	4		2		
43	##	鏡町	4	4	3							3	4		2		
43	##	豊原町	4	4	2							2	4		2		
43	##	津和野町	4	4	2							2	4		2		
43	##	水上市	4	4	3							3	4		3		
43	##	相良村	4	4	3							2	4		1	相良村地域防災計画 4-3 避難所における男女共同参画の推進 村は、男女共同参画の観点から、地方防災委員の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組み、また、男女共同参画担当が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行う。また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部長と男女共同参画担当部長が連携し明確化しておくよう努める。	
43	##	五木村	4	4	2							2	2		3		
43	##	山江村	4	4	2							2	3		3		
43	##	津盛村	4	4	3							3	3		3		
43	##	あさぎり町	4	4	2							3	3		2	議員より1名、町の男女共同参画推進懇話会に委員を退出	
43	##	豊平町	4	4	3							3	4		2		